

刑事判例研究 (2)

中央大学刑事判例研究会

刑訴法一七条一項二号にいう「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」に当たらないとされた事例

川 澄 真 樹

〔管轄移転の請求事件 最高裁判所 平二八年(す)第三九八号、同平成二八年八月一日第二小
法廷決定、刑集七〇巻六号五八一頁、裁時一六五七号一頁、裁判所ウェブサイトに、判時二三〇
九号一五六頁〕

【事実の概要】

最高裁がまとめた本件事実の概要は以下のとおりである。

米軍属である申立人は那覇地方裁判所に起訴されている強姦致死、殺人、死体遺棄被告事件については、沖縄県内において、米軍基地やいわゆる日米地位協定の問題と絡めて、大々的に報道され、また、広範な抗議活動が行われたことから、沖縄県民にあっ

ては、被告人の自白内容、自白を補強する物証等の存在を知り、被告人が有罪との心証を有しているだけでなく、被告人を厳罰に処すべきとの予断を持つに至っているところ、そのような県民の中から裁判員を選任しなくてはならないことなどからすると、那覇地方裁判所において公平な裁判を行うことは不可能であるなどとして、東京地方裁判所への管轄の移転を請求した。

【決定要旨】

棄却

そもそも裁判員制度は、国民の視点や感覚と法曹の専門性との交流によって、相互の理解を深めることを通じてより良い刑事裁判の実現を目指すものである。そして、裁判員裁判対象事件を取り扱う裁判体は、公平性、中立性を確保できるよう配慮された手続の下に選任された裁判員と、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官とによって構成され、裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行う義務を負っている上、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることなども考慮すると、公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されているといえる（最高裁判平成二二年（あ）第一一九六号同二三年一月一六日大法廷判決・刑集六五巻八号一二八五頁参照）。

このような裁判員制度の仕組みの下においては、所論が主張する点は、那覇地方裁判所において公平な裁判が行われることを期待し難い事情とはいえないから、本件は、刑法一七条一項二号にいう「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」に当たらない。

【千葉勝美裁判官の補足意見】

「…法廷意見が指摘するように、裁判員は、法令に従い公平誠実にその職務を行う義務を負っており、裁判長は、裁判員がその職

責を十分に果たすことができるように配慮すべきこととされており、実際もそのような運用がされている。そうすると、裁判員とすれば、被告人に個人的な体験等に基づく強い憎悪感や逆に揺るぎない同情ないし好感を抱いているような例外的な場合でない限り、裁判員としての基本的な義務を放棄し、公平な審理、判断を行う努力を怠るような態度に出ることは考え難いところである。」

「…その認定事実は、具体性を帯び、マスコミによる報道内容や風評等から離れ、動かし難い圧倒的な重みを有したものであり、裁判官も裁判員も、それに正面から対峙することになる。そして、仮に有罪の場合には、量刑に関し、これまでの刑事裁判において積み上げられてきた考慮すべき諸事情を確認し、善良な市民感覚を踏まえつつ、裁判官と協働しながら強い責任感の下に判断していくことになる。そこは、事件の背景等についての証拠に基づかない裁判員の個人的な感情や予断等が入り込む余地のない厳粛な「裁きの場」なのであって、そのことは、国民全体の共通の認識でもある。」

「…裁判員には、証拠に基づかない私的な感情を排した冷静な審理への参加が求められており、各人がそのような自覚の下に、裁判員裁判の制度を裁判官と共に築き上げていく責務があり、また、これまで行われてきた裁判員裁判においても、その地道な努力が全体として例外なくしっかりと積み重ねられてきている。本件においても、沖縄県の特殊事情、県民の様々な思いがあったとしても、適正な手続で選任された裁判員としては、法と証拠に基づき公正な裁判の実現を目指すべきであり、また、目指すことは十分に信頼できるところであって、これこそが裁判員裁判の制度を支える基礎となるものであろう。」

【研究】

一 はじめに

本件は、沖縄に駐留する在日米軍属である被告人が起訴されている強姦致死、殺人、死体遺棄事件につき、本件が

米軍基地やいわゆる日米地位協定の問題と絡めて、大々的に報道され、また、広範な抗議活動が行われたことから、沖縄県民にあつては、被告人の自白内容、自白を補強する物証等の存在を知り、被告人が有罪との心証を有しているだけでなく、被告人を厳罰に処すべきとの予断を持つに至っていることから、そのような県民の中から裁判員を選任しなくてはならないことからすると、那覇地方裁判所において公平な裁判を行うことは不可能であるなどとして、刑訴法一七条一項二号に基づいて東京地方裁判所への管轄の移転を請求した事例⁽¹⁾である。

まず、前提として、我が国に駐留する在日米軍属の構成員（以下、米軍人等という）が犯す罪については日米地位協定により規定が設けられており、日米で裁判権が競合する場合、もっぱら合衆国の財産もしくは安全のみに対する罪または、もっぱら合衆国軍隊の他の構成員もしくは軍属、もしくは合衆国軍隊の構成員や軍属の身体や財産のみに対する罪、また、公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪以外については、我が国が第一次裁判権を有することになっている（日米地位協定一七条三項(a)、(b)号）。本件の一連の犯罪は我が国が第一次裁判権を有し、強姦致死、殺人が裁判員裁判対象事件となり（裁判員法二条一項一号）、死体遺棄についても裁判員裁判で併合審理されることになる（裁判員法四条）。

二 刑訴法一七条一項二号の目的と趣旨

刑訴法一七条は管轄移転の請求を定めており、同一七条一項二号は「地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。」に管轄移転の請求を行うことができると規定し、請求は検察官の他、被告人も行うことができることが規定されている。我が国の憲法三七条一項は、「すべて刑事事件において

は、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」と規定しており、国家の裁判権を分配するにあたって、恣意的な裁判管轄を指定できないようにあらかじめ裁判管轄を定めることでのような公平な裁判を實現しようとしている。⁽²⁾しかしながら、このような事前の裁判管轄の指定を徹底しすぎると、逆に裁判の公平性の観点から具体的妥当性を欠く状況が生じることがあり、刑法一七条一項二号は事前の裁判管轄について弾力性を持たせて、管轄を移転することを認める規定であると一般的にいわれる。⁽³⁾したがって、刑法一七条一項二号はこのように憲法上の権利を具体的に保障する規定の一部であると考えられ、管轄移転請求は被告人の権利であると解されている。⁽⁵⁾

このような管轄移転は、管轄裁判所を構成する個々の裁判官に忌避等の理由があつて不公平な裁判をする虞がある場合をいうのではなく、その地方の民衆の感情や訴訟の状況、その他の裁判所を取り巻く客観的な状況からみて、その裁判所全体につき公平な裁判を期待できない事情がある場合をいい、裁判所全体に対する包括的な忌避を認めたと解されている。⁽⁶⁾したがって、裁判官自身に対する除斥事由や忌避事由が存在しないにもかかわらず、管轄裁判所が当該事件を担当すると裁判の公平を維持することができない虞があるというものと解されることから、管轄移転は極めて例外的な場合に限定されるものであるといわれる。⁽⁷⁾

三 関連裁判例

(1) 管轄移転が認められた事例

管轄移転が認められた事例として、東京高裁昭和三三年一〇月二五日決定（東高時報八卷一〇号三七一頁）は、千葉

地裁の裁判官の名譽を棄損した被告人が千葉地裁において審理を行うことは裁判の公平を維持することができないとして管轄移転を請求した事例である。本件では、名譽棄損を受けた千葉地裁の裁判官の「私ばかりでなく、部内の者がみんな憤慨し、私個人の名譽を傷つけたばかりでなく、司法権の威信をそこねた」との談話が新聞、ラジオ等で報道されたが、東京高裁は、告訴をなした裁判官の「裁判所の地位に加えて、このような事情があることは、一般人に裁判の構成について疑問を持たしめる恐れがある。…本件の審理においては、…千葉地方裁判所の裁判官をはじめ書記官、事務官等が、証人として尋問を受けることになる。裁判所に勤務するものが、同一の裁判所で証人として証言するということでは、一般人に本件裁判の公平性についての疑問を生じさせる。…本件を千葉地裁において審理するならば、地方の民心訴訟の状況等の事情によって裁判の公平を維持することのできない恐れがあるといわねばならぬ。」として管轄の移転を認めた。

また、仙台高決昭和三五年一〇月二四日（公刊物未登載）（堀籠幸男「判解」最高裁判例解説…刑事篇（昭和五二年度））では、被告人は裁判所の争議に関連して、裁判所構内に侵入した、勤務中に同盟罷業をあおったという事実で起訴されたが、仙台地裁、仙台高裁の裁判官、その他の職員が証人喚問されることが予想され、その他の事件の性質、態様等を考慮すると、仙台地裁で審理することは裁判の公平を維持することができない虞があるとされ、福島地裁への管轄の移転が認められた。尚、本件は検察官からの請求であり、被告人による特別抗告は棄却されている（最高裁昭和三五年一二月二〇日決定（集刑一三六号六九三頁））。

(2) 管轄移転が否定された事例

これに対して管轄移転が否定された例は多数あり、本件に特に関連すると思われる裁判例について紹介・検討す

る。

最高裁昭和二四年三月五日決定（刑集三卷三号二六八頁）⁽⁸⁾では、共産黨員であり、弁護士である被告人が従業員大量解雇の労働争議中に相手方の会社内に侵入したとして住居侵入業務妨害で金沢地裁にて有罪判決を受け、判決には地域の保守派等の存在により、被告人の地位、地方の民心等が影響を与えていると主張し、控訴において原審と同じ地域の名古屋高裁金沢支部では公平な裁判は望めないとして管轄移転を求めた。これに対して最高裁は「一般民衆が…裁判の帰趨に甚大な関心を寄せていることは当然」であるが、そのような「状況にあるからと云うて他に特別な事情の認められない限り、…その公平を維持し得ない虞があるとは認められない」とした上で、原審の判決が所論のような策動や影響によるものであるとの事実はこれを認めるに足る証拠はないとして請求を却下した。

最高裁昭和五二年六月一七日決定（刑集三二卷四号六七五頁）⁽⁹⁾では、被告人らが鉄パイプを所持して共謀の上、東京高等裁判所事務局長室及び長官室に押し入り、長官、事務局長、長官秘書官に対し鉄パイプで傷害を負わせ東京地裁で有罪判決を受けたが、弁護人が、控訴審で被告人に有利な証拠を実質却下に等しい取り扱いをしたとしてこれは東京高裁が被害者であることに起因するものであり、同裁判所においては、裁判の公平を維持することができないものとして最高裁に対して管轄移転を請求した事例である。これに対して最高裁は、「裁判所及び裁判官が被害者であるとの一事をもつて直ちに刑法一七条一項二号にいう『裁判の公平を維持することができない虞がある』ということはいできない」と判示した。

東京高裁昭和五九年五月一日決定（高集三七卷二号三〇五頁）では、過激派が関連する公務執行妨害被告事件において、弁護人は、本案事件が係属する千葉地方裁判所は、新聞報道の影響による民心の動向が所属裁判官の意識に反

映していると考えられ、現に同事件の審理を担当する裁判官を含む刑事部所属全裁判官が、同事件に関連して、令状発付、準抗告事件ないし付審判請求事件の審理等を通じ、事案の内容につき予断と偏見を形成していること、及び、令状発付裁判官の証人尋問を予測されること等から公平な裁判を維持することができない虞があるとして管轄移転を請求したが、東京高裁は「本案事件に関連する報道のなされたことによつて、直接、間接に裁判官が動かされることは考えられ」ず、「令状発付その他の裁判事務を処理したとしても、そのことの故に、事案についての予断偏見を抱くにいたつているとは到底いえず、そのほか、同裁判所における事務分配その他の処置を論難し、あるいは裁判官その他の職員の証人喚問の可能性をいう点をも含め、所論指摘の諸事項は、いずれも、同裁判所において本案事件の審理をするときは裁判の公平を維持することができないおそれがあるとすべき事情とは認められない」として請求を却下した。⁽¹⁰⁾

このように先例では、事件と当該裁判所との特殊な関係、すなわち、裁判官又は裁判所が被害者またはその関係者であり、かつ、それに加え、証人尋問が予測されるといった場合に管轄移転が認められてきており、管轄移転請求の認容には消極的な態度を取ってきたといえる。⁽¹¹⁾

四 本決定の検討

本決定の管轄移転については、裁判員裁判におけるものであり、この点において先例とは異なつた事情がある。したがつて、この点をどのように見るかが問題となる。法廷意見は、最高裁平成二三年一月二六日判決（刑集六五巻八号二二八頁）⁽¹²⁾を引用し、裁判員裁判の裁判体は公平性、中立性を確保できるように配慮された手続の下に選任さ

れた裁判員と、身分保障の下、独立して職権を行使することが保障された裁判官とによって構成され、公平な裁判所における法と証拠に基づく適正な裁判が行われることが制度的に十分保障されていることを理由として本件管轄移転請求を却下した。また、この判示に当たり、裁判員は法令に従い公平誠実にその職務を行う義務を負っており、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることなども考慮している。千葉勝美裁判官の補足意見も法廷意見が述べるような裁判員裁判が実際に運用されていることを示唆している。

この法廷意見の言う「公平性、中立性を確保できるように配慮された手続」と「裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされている」ことは具体的にどのようなことを指摘しているのだろうか。

前者の公平性、中立性を確保できるように配慮された手続について考えられるものは、まず、裁判員選任手続においては、事件に関連する不適格事由（裁判員法一七条）、その他の不適格事由（裁判員法一八条）、あるいは、検察官及び被告人に一定数まで認められた理由を示さない不選任の請求（裁判員法三六条）、そして、不公平な裁判をするおそれ等がある場合には解任を認める制度等を挙げることができよう（裁判員法四一条）。

これに対して後者の、「裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされている」との内容については、裁判官は裁判員がその職責を十分に果たすことができるよう、審理を迅速で分かりやすいものとするに努めなければならないとされていること（裁判員法五一条）、評議にあたって、裁判長は必要に応じて法令解釈に係る判断及び訴訟手続に関する判断を示し（裁判員法六六条三項）、裁判員に対して必要な法

令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないこと（裁判員法六六条五項）等が挙げられよう。このような手続と裁判長の職責については本件で引用されている最高裁平成二三年一月一六日判決においても指摘されている。

また、裁判員裁判においても刑事手続の基本的な原理・原則は当然に妥当するのであり、例えば、有罪の評決を下すには、検察官による合理的疑いを容れない程度の証明が必要とされることの説明や職業裁判官だけで構成される裁判体と同じ論理則・経験則に従った判断がなされるように配慮しなければならないこと等についても裁判長の職責となる。さらに、量刑においても先例の量刑傾向よりも重い刑に処する場合には、具体的かつ説得的に理由を示す必要があるとされており（最高裁平成二六年七月二四日判決（刑集六八巻六号九二五頁）¹³）、評決にあつては、合議体の総員の過半数が加わっていなければならず（裁判員法六七条一項）、さらに、裁判官が最低でも一名加わらないと評決が出せないこととなる。このようにして裁判員裁判では恣意的な判断を防止するための制度的な保障が慎重に企図されているといえる。したがって、このような制度的保障がなされる裁判員裁判において、なおも本件の具体的な事情が刑訴法一七条一項二号にいう「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」に当たることが問題となる。

本件管轄移転請求書において弁護人は、裁判員が公判審理に臨むにあたり、本件が新聞、テレビ、ラジオで大々的に報道されており、このことが裁判員に予断を抱かせ、裁判の公平を維持することができない虞があると摘示し、新聞報道の内容につき列挙しているが、このような事情が直ちに裁判の公平を維持することができない虞となるということではできないであろう。大々的な報道がなされた事件が当該事件管轄内で裁判員裁判に付されることはままある

し、このような場合に裁判員裁判が直ちに実施できなくなるということになると、裁判員裁判制度はおよそ立ち行かなくなると考えられる。そしてこのことは、本件のような米軍人等が行った犯罪で、日米地位協定や日米同盟といった政治的な事情が関係する場合であっても基本的には同様であり、本件で最高裁が、本件事情は「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」には当たらないとした判断は妥当であったといえよう。法廷意見が言うように裁判員裁判は、上述のような公平・公正な裁判を担保するための制度的保障が慎重に設けられている他、千葉勝美裁判官の補足意見においても、実際にこれまで裁判員裁判で証拠に基づく冷静な審理が例外なく行われてきたことが示唆されている。これらの評価を前提にすれば、本件のように裁判員裁判において、政治的問題と絡めて事件が大々的な報道がなされているという事情だけでは、先例の論理からしても「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」に直ちに当たるとはいえないと思われる。これまで管轄移転が認められた先例の基準は、本件とは異なり、職業裁判官による裁判においてであり、裁判官や裁判所が事件の被害者ないし関係者で、かつ、証人尋問が予測される場合といった極めて例外的な場合にのみ管轄移転を認めるというものであった。本件で最高裁はこのような職業裁判官による裁判における管轄移転の判断基準が裁判員裁判における管轄移転請求にも妥当するとし、現行の裁判員制度の下では、裁判員が職業裁判官による審理と同等に公平・中立な審理を十分に遂行することができるという点を示唆しているように思われる。¹⁴⁾

五 本決定の意義

本件は裁判員裁判の管轄移転請求につき初めて最高裁が判断を下し、職業裁判官による裁判と基本的に同様の判断

基準を採るとした点で意義があると思われる。ただ、この基準も具体的運用の点で、職業裁判官のみにより構成される裁判体の場合となおも異なる余地の可能性があると指摘されており、この基準を維持するためには、引き続き裁判員裁判の制度的保障に裏打ちされた運用が求められる。⁽¹⁶⁾ 具体的には、裁判員選任手続の段階で裁判員が予断のために不公平な裁判をする虞がないか検証するために適確かつ適正な質問を十分に実施することなどが挙げられ、⁽¹⁷⁾ 今後も裁判員裁判の運用の動向について見守る必要があるかと思われる。

- (1) 本決定の紹介・解説として、四宮啓「判批」刑事法ジャーナル五一号（二〇一七年）一一八頁、高倉新喜「判批」法学七ミナー七四五号（二〇一七年）一二二頁、佐々木雅寿「判批」法学教室四三五号（二〇一六年）一七六頁、宇藤崇「判批」法学教室四三四号（二〇一六年）一六五頁、安村勉「判批」平成二八年度重要判例解説（別冊ジュリスト）第一五〇五号（二〇一七年）がある。
- (2) 吉利用宣「管轄の移転と忌避制度―ある判例を契機として―」同志社法學三二巻二号（一九八〇年）二〇二頁。
- (3) 吉利・同右二〇一頁。また、管轄の定めは、被告人の保護、訴追機関による受訴裁判所の恣意的な選択の排除、証拠等所在する他の裁判所による審理の確保等を理由に定まるが、これらの諸要素の充実のためには柔軟性が必要であるとされる。渥美東洋『刑事訴訟法要諦』（中央大学出版部一九七四年）一七頁。
- (4) 河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法（第二版）第一巻』（青林書院二〇一〇年）一七八頁、平場安治ほか編『注解刑事訴訟法上巻（全訂新版）』（青林書院一九八七年）四八頁。
- (5) 平場・同右四九頁。
- (6) 河上和雄ほか編『注釈刑事訴訟法（第三版）第一巻』（立花書房二〇一二年）一四五―一四六頁、河上・前掲注（4）一七八頁。
- (7) 河上・前掲注（4）一七八頁。

(8) 本件は旧刑訴法(大正十一年法律七五号)時代の裁判例であるが、旧刑訴法一六条一項二号においても現行刑訴法一七条一項二号と同様の管轄の移転に関する規定が存在した。このような規定につき、平沼騏一郎大審院長は、管轄移転は裁判官が公平を失うことを理由とするのではなく、他より見てその公平を疑うべき事情が存することを理由とするとし、その一例として、地方において大勢力を有するものが被告人となる場合や、地方の者が被告人であり、その地方の者が被告人に対し一般に同情または憎悪の念を抱いている場合、被告人が裁判官を侮辱し、裁判所職員が一樣に被告人に対し憤慨している場合を摘示している。平沼騏一郎『新刑事訴訟法要論』(改訂増補版 松華堂一九二五年) 一五六―一五七頁。

(9) 本決定の紹介・解説として堀籠幸男「判解」最高裁判例解説・刑事篇(昭和五二年度)二〇七頁、後藤昭「判批」警察研究五一卷一二号(一九八〇年)六〇頁がある。

(10) この他にも関連すると思われるものとして、最高裁昭和二八年二月一九日決定(集刑九〇号六一頁)、最高裁昭和三七年七月二七日決定(集刑一四三号七五九頁)、最高裁昭和三七年九月一八日決定(集刑一四四号六五三頁)、最高裁昭和四七年六月九日決定(公刊物未登載)(堀籠幸男「判解」最高裁判例解説・刑事篇(昭和五二年度)、最高裁昭和四九年三月七日決定(集刑一九一号三四一頁)、東京高裁昭和五九年一〇月二二日(刑裁月報一六卷九・一〇号六九五頁)、東京高裁昭和六一年一月二二日決定(高刑速昭和六一年四五頁)、最高裁平成八年一月二二日決定(集刑二六七号一頁)等において管轄移転が否定されている。尚、安村・前掲注(一)によれば、最高裁平成八年一月二二日決定は沖繩での米兵による逮捕監禁・強姦致傷事件で管轄移転を求めたものであるが、この求めは論告求刑直前になってなされたものであり、管轄移転を認めると訴訟経済に及ぼす影響が大きかったことから本件と同列には論ぜられないといわれる(安村・前掲注(一)一九七頁)。

(11) 最高裁昭和五二年六月一七日決定の調査官解説では「同号の場合にあたるというためには、その裁判所の裁判官は、全体として、他の事件に対するときとは異なった特殊な利害観念ないし予断を持って事件の審理にあたるのではないかとの疑いを社会一般に抱かせるような特別な事情の存在が必要というべき」と解説されている(堀籠・前掲注(9)二二一頁)。

(12) 本判決の紹介・解説として、西野吾一、矢野直邦「判解」最高裁判所判例解説 刑事篇(平成二三年度)二五七頁、西野吾一「判批」ジュリスト一四四二号(二〇二二年)八三頁、笹田栄司「判批」ジュリスト増刊一四五三号一〇頁(平二四年重要判例解説)、但木敬一「判批」論究ジュリスト二号(二〇二二年)九八頁、土井真一「判批」ジュリスト別冊二一八号(二〇二三年)三八六頁(憲法判例百選Ⅱ 第六版)、西野吾一「判批」ジュリスト増刊(二〇一四年)三三頁、南部晋太郎

「判批」研修七六五号（二〇一二年）二二頁、Westlaw Japan「判批」新判例解説九一六号（二〇一一年）、蒔田圭明「判批」名城法学論集大学院研究年報三九号（二〇一二年）四五頁、新屋達之「判批」法律時報八四卷一〇号（二〇一二年）一二六頁、平良木登規男「判批」刑事法ジャーナル三二号（二〇一二年）一三四頁、君塚正臣「判批」法学セミナー増刊（新判例解説 Watch）一〇号（二〇一二年）二二頁、土本武司「判批」捜査研究七八号一五頁（二〇一二年）、榎透「判批」法学セミナー六八五号（二〇一二年）一六頁、前田雅英「判批」警察学論集六五卷二号（二〇一二年）一三一頁、田邊信好「判批」週刊法律新聞一九三三号（二〇一二年）四頁、最高裁判所判例紹介「判批」法律時報八四卷三号（二〇一二年）二六頁、佐藤寛稔「判批」秋田法学五三三号（二〇一二年）九七頁、青野篤「判批」大分大学経済論集六四卷一（二〇一二年）六三頁、西野喜一「判批」法政理論四四卷二・三号（二〇一二年）八一頁、毛利透「判批」法教別冊三八九号（二〇一二年）三頁（付録・判例セレクト二〇一二年）がある。

- (13) 本判決の紹介・解説として、楡井英夫「判批」法曹時報六七卷八号（二〇一五年）二九七頁、楡井英夫「判批」ジュリスト一四八〇号（二〇一五年）九九頁、岩瀬徹「判批」ジュリスト増刊一四七九号一九三頁（平二六年重要判例解説）、小池信太郎「判批」論究ジュリスト一八号（二〇一六年）二二二頁、Westlaw Japan「判批」新判例解説一〇三四号（二〇一四年）、楡井英夫「判解」最高裁判所判例解説 刑事篇（平成二六年度）二七二頁、小池信太郎「判批」刑法雑誌五五卷二号（二〇一六年）三四六頁、高山巖「判批」季刊刑事弁護八四号（二〇一五年）一〇五頁、林弘正「裁判員制度に内在する諸問題（1）—東京地裁平成二五年五月二日第一刑事部判決を素材に—」武蔵野法学一（二〇一四年）四一〇頁、林弘正「裁判実務における児童虐待事案の刑事法的一考察」法学新報一一卷一一・一二号（二〇一五年）五九九頁、亀井源太郎「判批」法教別冊四一四号（二〇一四年）四四頁（付録・判例セレクト二〇一四 II）、原田國男「判批」刑事法ジャーナル四二号（二〇一四年）四三頁、間光洋「判批」季刊刑事弁護八〇号（二〇一四年）六九頁、土本武司「判批」捜査研究七六三三号（二〇一四年）二二七頁、前田雅英「判批」捜査研究七六三三号（二〇一四年）三〇頁、松宮孝明「判批」法学セミナー七一九号（二〇一四年）一一二頁、波床昌則「判批」刑事法ジャーナル四三三号（二〇一五年）一七二頁、乗松永佳「判批」北海学園大学大学院法学研究科論集一六号（二〇一五年）一二九頁、伊藤博路「判批」名城ロースクール・レビュー（名城大学）三三三号（二〇一五年）一〇三頁、城下裕二「判批」法学セミナー増刊（新判例解説 Watch）一七号（二〇一五年）一八七頁、高倉新喜「判批」季刊刑事弁護八四号（二〇一五

年)一一〇頁がある。

(14) 本件が管轄移転請求につき裁判員裁判においても職業裁判官のみによる裁判の場合と基本的に同様の判断方法を採用したと評価するものとして、宇藤・前掲注(1)一六五頁、高倉・前掲注(1)一二二頁。

(15) 宇藤・同右一六五頁、高倉・同右一二二頁。

(16) この点につき、裁判員裁判の具体的な運用の点でなおも刑訴法一七条一項二号の「裁判の公平を維持することができない虞があるとき」に当たる可能性は排しきれないと評するものとして佐々木・前掲注(1)一七六頁。

(17) 四宮・前掲注(1)一二四頁。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)